

注意事項

守秘義務

表現方法

施術

守秘義務

お客様から得た情報を
他人に教えない

医療行為にあたるサービスを提供している場合

サロンで医療行為にあたるサービスを提供している場合、**カルテの保存期間は5年**という決まりがあります。

例えば、医師免許や看護師免許を持つスタッフがサービスを提供しているようなサロンです。エステサロンで脱毛のサービスを提供していて、機器の力が強いレーザーなどを使う医療行為にあたる場合なども当てはまります。

医療行為はない一般的なサロンの場合

一方で、医療行為にあたらぬサービスを行なっている一般的なエステサロンについては、カルテの保管期間に法律で定められているような厳密な決まりはありません。

一方で、エステサロンが法人として営業している場合、契約書は**7年間**は保管しておく必要があります。

そのため、契約書の裏付けとなるカルテやカウンセリングシートも同様に**7年間保管**しておいた方が良いでしょう。

表現方法

法規に引っかかる表記をしないこと

「治療、治ります」などの医療行為と受け取られる表現

どのように表現するのか？

「改善、緩和する、和らぐ、整える」などであればOK

施術

過去にあった禁忌の事例

- ・キアリ奇形（頭蓋骨から脊髄にかけて空洞ができる病気）
- ・心疾患など血流促進を伴うと危険な状態に陥る場合
- ・予防接種翌日
- ・体調不良

* 同意書の記入・事前に体調不良や病気の有無を聞いておく

* 必要な場合は医師の指示を仰ぐ

施術内容

- ・股関節の内転、伸展（股関節脱臼の恐れ）
- ・ガシガシやらない